

由布市・田北奨学資金のご案内

【令和6年3月版】

由布市教育委員会では、学ぶ意欲があるにもかかわらず経済的な理由で修学が困難な方へ、無利子で、奨学資金の貸与を行っています。

奨学資金は、貸与を受けた総額を返還していただく「一般型奨学資金」と、条件付きで返還する金額が最大で半額免除される「返還免除型奨学資金」があります。

現在、由布高等学校を卒業して大学等へ進学する方は「返還免除型奨学資金」を申込みむときの要件が緩和されています。(令和6年4月特例条例施行)

【奨学生の募集時期】

奨学金・・・・・・・・・・毎年4月

入学一時金・・・・・・・・・・毎年4月、10月、1月

【申込書類の提出先】

本庁舎・・・・・・・・・・教育委員会 教育総務課

挾間庁舎・・・・・・・・・・地域振興課 市民窓口係

湯布院庁舎・・・・・・・・・・地域振興課 市民窓口係

目次

- 奨学資金の申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p2
- 奨学資金の貸与について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p4
- 奨学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p5
- 奨学資金に関する各種手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・p6
- 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p8

【お問い合わせ先】

由布市教育委員会 教育総務課

☎097-582-1177 (直通)

奨学資金の申込みについて

奨学資金の貸与を希望する方は、以下のことに注意して申込みをしてください。

■対象の学校

奨学資金の貸与を受けることができる学校は、次のとおりです。

高等学校等	高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る）
大学等	大学（大学院を除く）、専修学校（専門課程に限る）

■奨学生の要件

奨学資金の貸与を希望する方は、次の要件を満たしている必要があります。

一般型奨学資金
(1) 奨学生または保護者等が1年以上由布市に住んでいる
(2) 学校に在学しているか入学する者である
(3) 経済的理由により学資の支弁が困難である
(4) 向学心に富み、学業その他の優れた資質を有している

●一般型奨学資金の要件に加えて申込時点で次の要件を満たすときは、返還免除型奨学資金の申込みをすることができます。募集人数は毎年度10人までです。

返還免除型奨学資金
(1) 市民税の所得割が非課税の世帯である
(2) 学校を卒業した後、由布市内に居住する意思がある

※由布高等学校を卒業して大学等へ進学する方（卒業から進学までの期間が1年以内の者）は、市民税の所得割が非課税の世帯でなくても、学校を卒業した後に由布市内に居住する意思があれば返還免除型奨学資金の申込みをすることができます。由布高等学校を卒業した方の分については、募集人数に上限はありません。

■連帯保証人

次の要件を満たす連帯保証人が2人必要です。

(1) 大分県内に在住の成人で、独立して生計を営み、弁済能力のある方
(2) 連帯保証人のうち1人は、原則、保護者

■貸与する奨学資金の区分・用途

貸与する奨学資金には2つの区分・用途があります。

奨学金	学校に在学する者が修学に必要な資金に充てるもの
入学一時金	大学等に入学する者が入学に必要な資金に充てるもの

■奨学資金の貸与金額

奨学資金は、学校区分に応じて次の金額を貸与します。

学校区分	奨学金(月額)	入学一時金
高等学校等	12,000円	—
大学等	20,000円	200,000円以内

※奨学金の貸与期間は奨学生が在籍する学校の正規の修業期間が上限です。

※高等学校等に入学する方へ入学一時金の貸与は行っていません。

■奨学資金の貸与時期

奨学資金は、区分に応じて次の時期に口座へ振り込みます。

奨学金	毎年6月、10月
入学一時金	奨学生と決定した日から30日以内

■奨学資金の申込時期

奨学資金の申込みは、次の期間内に申込書類を提出する必要があります。

奨学金	毎年 4月15日～末日
入学一時金	毎年 4月15日～末日
	毎年10月15日～末日
	毎年 1月15日～末日

※奨学金は年1回、入学一時金は年3回募集を行います。

■申込みに必要な書類

(1) 奨学資金貸与申込書(記入欄は両面あります)

(2) 添付書類(次の①～⑤が必要です)

①世帯全員の住民票の写し

②世帯全員の所得課税証明書

③在学証明書または合格通知書その他学校が入学することを認めた書類

※入学前に入学一時金の貸与を受けた方は、入学後に在学証明書が必要です。

④成績表等の写し

⑤連帯保証人の所得証明書

※奨学資金の申込みに所得制限はありません。審査に必要となりますので奨学資金貸与申込書の「生活の状況」欄はなるべく詳しく記入してください。

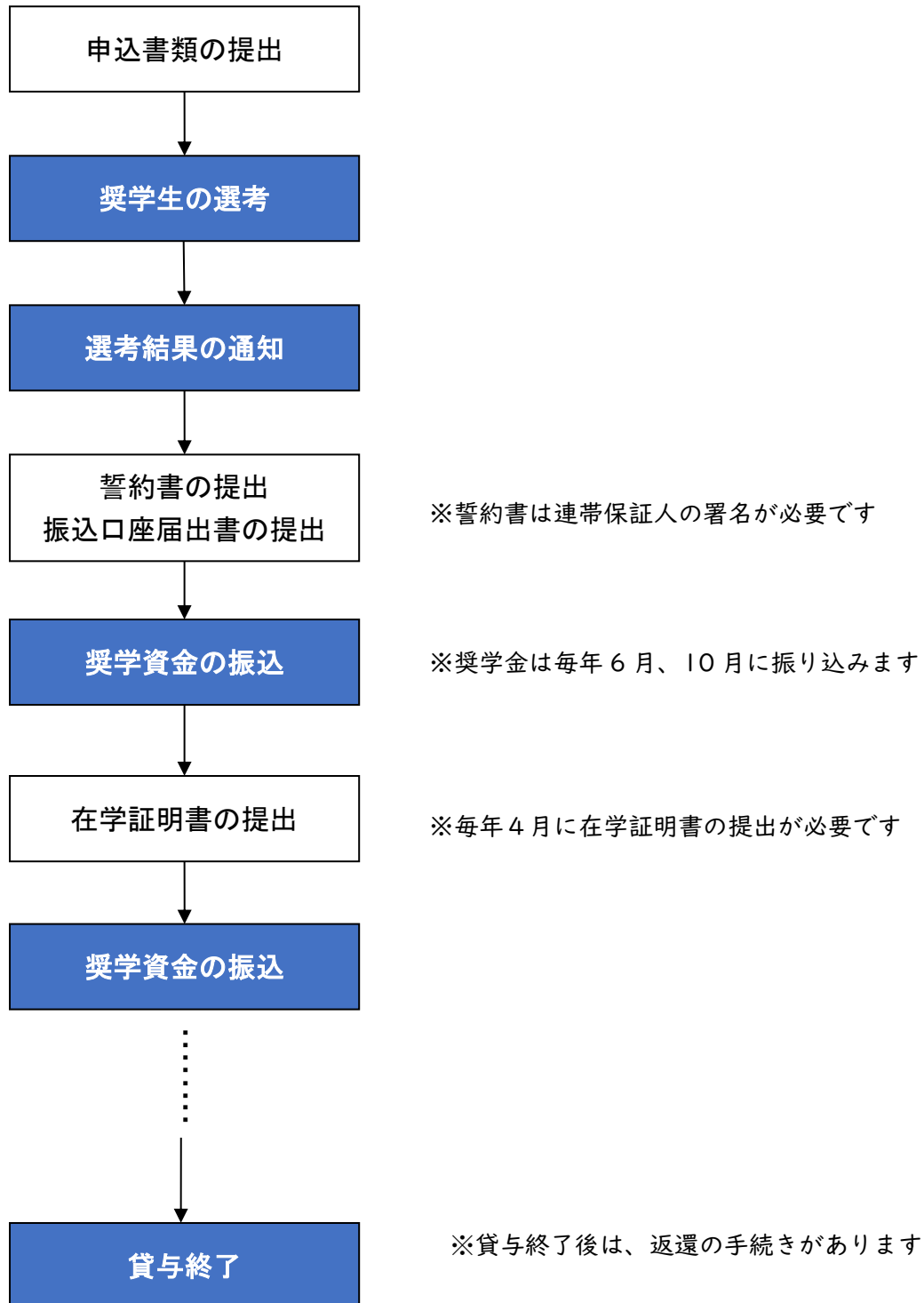
■申込書類の提出先

申込期間内に、申込書類を次のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・教育委員会 教育総務課(本庁舎)
- ・地域振興課 市民窓口係(挾間庁舎、湯布院庁舎)

奨学資金の貸与について

申込期間の経過後、由布市・田北奨学会にて奨学生の選考を行います。
奨学生と決定された方には奨学生決定通知書にて決定内容をお知らせします。
奨学生と決定されたら、誓約書と振込口座届出書を提出いただきます。
奨学金の貸与を受ける奨学生は、毎年4月に在学証明書の提出が必要です。



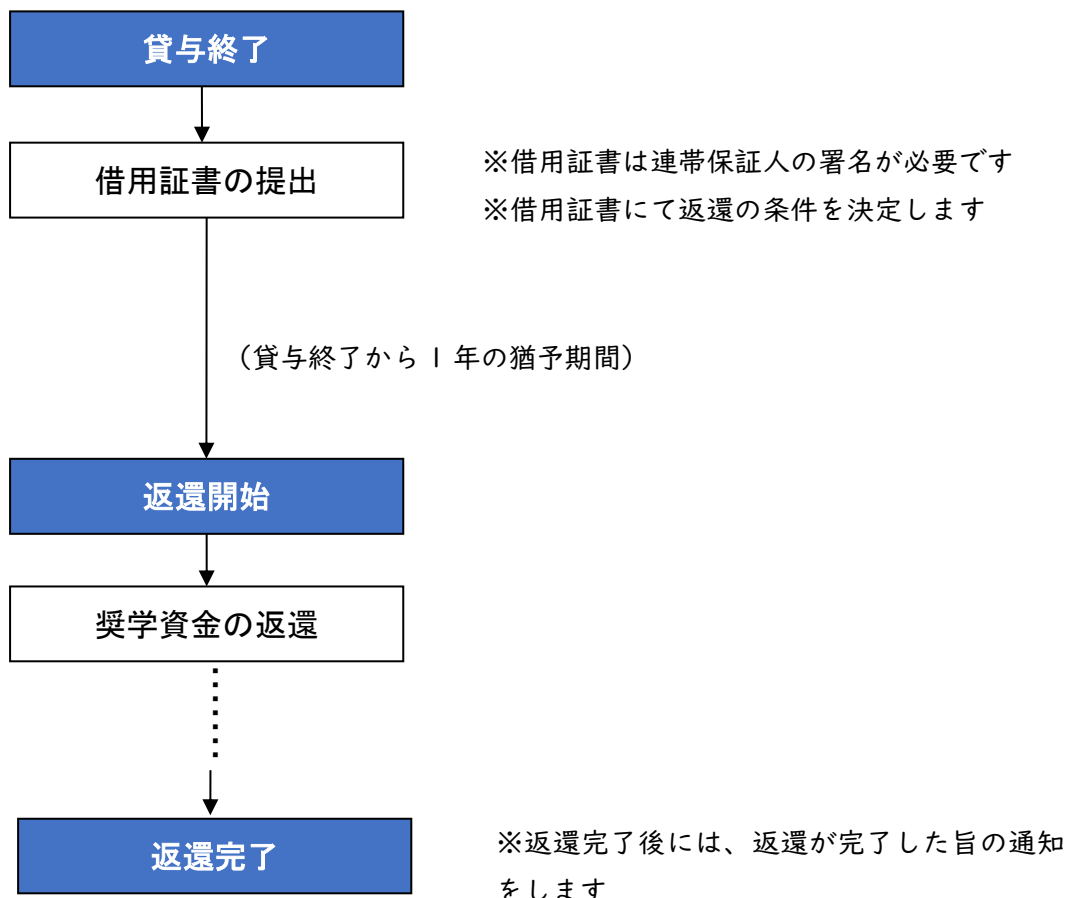
奨学資金の返還について

奨学資金の返還は、次の世代へ持続的な奨学資金の貸与を行っていくための大切な原資となります。返還が滞ることのないように計画的な返還をお願いします。

なお、正当な理由がなく奨学資金の返還を怠ったときは、貸与した全額の一括返還を求める場合があります。

	一般型奨学資金	返還免除型奨学資金
利息	無利息	
返還期間	貸与が終了した1年後から返還が始まり、10年以内	貸与が終了した1年後から返還が始まり、奨学生が在籍する学校の正規の修業期間の2倍の期間を下限として10年以内 (例：4年制大学のときは、8年～10年以内)
	※入学一時金みの貸与を受けたときは、貸与が終了した1年後から、20月以内	
割賦方法	月賦、半年賦、年賦	
返還方法	納付書払い、銀行口座振込（振込手数料は本人負担）	

※返還免除型奨学資金の返還免除に関する手続きは、次ページ以降の「返還免除に関する手続き」をご覧ください。



奨学資金に関する各種手続きについて

■異動の手続きについて

次に該当するときは、異動の届け出が必要です。

異動の内容によっては、奨学資金の貸与が休止または廃止される場合があります。

なお、奨学資金が廃止されたときは、貸与した全額の一括返還を求める場合があります。

- (1) 奨学生が休学、復学、転学、退学したとき
- (2) 奨学生が停学その他の処分を受けたとき
- (3) 奨学生または奨学生であった者の連帯保証人が欠けたとき
- (4) 奨学生または奨学生であった者、保護者等、連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- (5) 奨学生または奨学生であった者が死亡したとき
※保護者等、連帯保証人又は遺族が届け出てください

【届け出に必要な書類】

- ①異動届
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

■返還猶予の手続きについて

次に該当するときは、返還猶予の申請を行うことができます。

- (1) 奨学生であった者が進学するとき
- (2) 災害等により損害を被り、返還が困難となったとき
- (3) 傷病等により返還が困難となったとき
- (4) やむを得ない理由によって返還が困難となったとき

【申請に必要な書類】

- ①奨学資金返還猶予申請書
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

■返還免除の手続きについて

次に該当するときは、返還免除の申請を行うことができます。

- (1) 返還免除型奨学資金の貸与を受けていたとき

返還期間のうち由布市に住所がある期間は、申請により、年度ごとに返還する奨学資金の半額が免除されます。返還免除の申請は、毎年4月1日～15日に行う必要があります。

ただし、返還すべき奨学資金を滞納しているとき、繰上返還や一括返還を行うときは申請できません。

【申請に必要な書類】

- ①奨学資金返還免除申請書
- ②添付書類（4月1日以降に発行された住民票の写し）

(2) 奨学生または奨学生であった者が死亡または重度障害等のため奨学資金を返還することができなくなったとき

奨学会の審査を経て、奨学資金の全部または一部の返還が免除されます。

【申請に必要な書類】

- ①返還免除申請書
- ②添付書類（申請内容が事実であることを証明する書類）

■奨学資金の辞退について

奨学生は奨学資金の貸与を受けている間、いつでも辞退を申し出ることができます。

【申し出に必要な書類】

- ①辞退申出書

様式集

- ・奨学資金貸与申込書（様式第 1 号）※記入欄は両面あります
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・振込口座届出書（様式第 4 号）
- ・異動届（様式第 5 号）
- ・辞退申出書（様式第 7 号）
- ・借用証書（様式第 8 号）
- ・奨学資金返還猶予申請書（様式第 10 号）
- ・奨学資金返還免除申請書（様式第 12 号）

奨学資金貸与申込書

ふりがな				生年 月日	年 月 日 (4月末現在 満 歳)	
氏名						
住所	〒			連絡先		
				TEL ※日中連絡が取れる番号		
希望する奨学資金	種類	<input type="checkbox"/> 一般型奨学資金 <input type="checkbox"/> 返還免除型奨学資金				
	区分	<input type="checkbox"/> 奨学金	貸与金額	月額 円		
			貸与期間	年 月から 年 月まで		
	<input type="checkbox"/> 入学一時金	貸与金額	円			
※返還免除型奨学資金を希望する場合に記入 学校を卒業した後、由布市内に居住する意思が (<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない)						
(入学予定校) 学校	学校区分	<input type="checkbox"/> 大学等 <input type="checkbox"/> 高等学校等				
	学校名		学部 学科			
	修業期間	年 月から 年 月まで (年間)				
家族および収入	住所			連絡先		
	〒			TEL		
	続柄	氏名	年齢	職業・勤務先	年間収入額	
	申込者に本件以外の奨学金の貸与が <input type="checkbox"/> ある (総額 円) <input type="checkbox"/> ない					

生活の状況	(奨学資金を必要とする申込者および家族の生活状況を、なるべく詳しく記入してください。) ※必須		
履歴	年 月 日	卒業	
	年 月 日	卒業	
	年 月 日		
	※単に学歴のみでなく休学、転学等の異動事項を記入してください。		
連帯保証人		連帯保証人 (保護者)	連帯保証人 (県内在住者)
	氏名		
	住所 連絡先	〒 (TEL)	〒 (TEL)
	生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)
	職業 勤務先		
	申請者 との続柄		
<p>由布市教育委員会 様</p> <p>奨学資金を貸与していただきたく、由布市・田北奨学資金に関する条例第12条の規定により申込いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>本人 氏名</p> <p>連帯保証人 氏名 (保護者)</p> <p>連帯保証人 氏名 (県内在住者)</p>			

誓約書

由布市教育委員会 様

年 月 日

今般、奨学生として奨学資金の貸与を受けることについては、関係条例及び規則を遵守することはもちろん、厳に素行を慎み専ら学業に精励することを誓約いたします。

住所

氏名（署名）

今般、上記の者が奨学生として奨学資金の貸与を受けることについては、関係条例及び規則を遵守させることはもちろん、万一本人において義務不履行その他不都合な行為があったときは、連帯保証人においてその責めに任じます。

連帯保証人 住所

氏名（署名）

連帯保証人 住所

氏名（署名）

様式第4号（第7条関係）

振込口座届出書

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名

奨学資金の貸与を受けるに当たり、下記の口座に振り込むよう届け出ます。

記

金融機関名		支店名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
名義人（カナ）			

※奨学生以外の口座に振り込む場合は、以下の委任欄を記載してください。

《委任欄》

委任者 住所

氏名（署名）

奨学資金の貸与を受けるに当たり、受領について以下の者に委任し、受任者の口座を届け出ます。

受任者 住所

氏名（署名）

異動届

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名

連絡先

奨学資金の貸与に関する事項に異動がありましたので、由布市・田北奨学資金に関する条例第16条の規定により届け出ます。

記

異動日	年 月 日
事由	<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項第1号に該当（休学、復学、転学、退学した）
	<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項第2号に該当（停学その他の処分を受けた）
	<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項第3号に該当（連帯保証人が欠けた） 【旧連帯保証人】 ・ 氏名 【新連帯保証人】 ・ 住所 ・ 氏名（署名） ・ 連絡先
	<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項第4号に該当（奨学生、保護者等又は連帯保証人の住所、氏名、その他重要な事項に変更があった） ・ 異動対象者の氏名 ・ 変更内容

【添付資料】

- ・ 異動事由が第1号又は第2号に該当する場合は、学校長またはその他の処分をする機関が発行する事実を証明する書類
- ・ 異動事由が第3号に該当する場合は、新たに連帯保証人となる者の所得証明書
- ・ 異動事由が第4号に該当する場合は、住民票の写し等の変更内容が分かる書類

様式第7号（第11条関係）

辞退申出書

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名

連絡先

奨学資金の貸与を辞退しますので、由布市・田北奨学資金に関する条例第18条の規定により申し出ます。

記

理由（具体的に）

借用証書

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名（署名）

連絡先

奨学資金の貸与が（終了した・廃止された）ため、下記の計画により滞りなく返還いたします。

記

返還計画			
返還総額	円	返還期間	年 月から 年 月まで (年 月)
割賦方法	<input type="checkbox"/> 年賦（納期限は毎年4月末日） <input type="checkbox"/> 半年賦（納期限は毎年4月末日及び10月末日） <input type="checkbox"/> 月賦（納期限は毎月末日）		
返還回数	回	1回あたりの返還金額	円 (初回のみ 円)
返還方法	<input type="checkbox"/> 納付書払い <input type="checkbox"/> 銀行口座振込（手数料は本人負担）		利息 無利息

奨学資金の返還において、万一本人において義務不履行その他不都合な行為があったときは、連帯保証人においてその責めに任じます。

連帯保証人 住所

氏名（署名）

連帯保証人 住所

氏名（署名）

【貸与を受けた奨学資金】

種類	<input type="checkbox"/> 一般型奨学資金 <input type="checkbox"/> 返還免除型奨学資金		
区分	<input type="checkbox"/> 奨学金	貸与期間	年 月から 年 月まで (年 月)
		貸与金額	円
	<input type="checkbox"/> 入学一時金	貸与金額	円

様式第10号（第14条関係）

奨学資金返還猶予申請書

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名

連絡先

奨学資金の返還の猶予をしていただきたく、由布市・田北奨学資金に関する条例第22条第1項の規定により申請します。

記

返還総額	円	返還期間	年 月 から 年 月 まで
猶予事由			
猶予期間	年 月 日から	年 月 日まで	

【添付資料】

- ・上記の事実を証明する書類

様式第12号（第15条関係）

奨学資金返還免除申請書

由布市教育委員会 様

年 月 日

住所

氏名

連絡先

奨学資金の返還の免除をしていただきたく、由布市・田北奨学資金に関する条例第25条第1項の規定により申請します。

記

返還すべき額	円	返還期間	年 月 から 年 月 まで
免除事由	<input type="checkbox"/> 条例第24条第1項に該当（理由： ） <input type="checkbox"/> 条例第24条第2項に該当		
免除区分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 半額		
免除期間	年 月 日から 年 月 日まで		
免除期間中に返還すべき額	円		
免除額	円		

【添付資料】

- ・ 免除事由が第1項に該当する場合は、その事実を証明する書類
- ・ 免除事由が第2項に該当する場合は、申請者の住民票の写し